税務大学校及び税務大学校地方研修所	税務大学校長
国税不服審判所及び国税不服審判所支部	国税不服審判所長

○厚生労働省告示第二百七十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の八第一項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録試験機関である特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第三十条の十八第二号の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

変更前の登録試験機関の名称	変更後の登録試験機関の名称	変更年月日
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会	平成二十九年六月二十七日

○厚生労働省告示第二百七十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の二十四第一項に規定する厚生労働大臣の指定を受けた指定登録機関である特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成二十九年八月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

変更前の指定登録機関の名称	変更後の指定登録機関の名称	変更年月日
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会	特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会	平成二十九年六月二十七日

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字西沢一四二二の二、一四二二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西沢一四二二の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　福井県大野市上大納三八字藤倉一三の三から一三の七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三八字藤倉一三の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字掘田一七五一の三二・一七五一の三五・一七五一の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字掘田一七五一の三二・一七五一の三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七五一の三八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年八月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字合志五五二一の五二（次の図に示す部分に限る。）、五五二一の四五、五五二一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字合志五五二一の四五・五五二一の五二・五五二一の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十六号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成三十年二月九日とする。